

藤沢市あんしん入居サービス補助金事務取扱要領

この要領は、藤沢市あんしん入居サービス補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 要綱第2条第1号アに規定する補助の対象となる見守りサービスは、次のうちのいずれかとする。
 - (1) 居住支援法人等の支援団体の電話確認や訪問等による、週2回以上の継続的な安否確認
 - (2) 音声ガイダンスによる電話またはメールの応答による、週2回以上の継続的な安否確認
 - (3) 宅食サービスに付帯する訪問による、週2回以上の継続的な安否確認
 - (4) 人感センサーや室内カメラによる一日1回以上の継続的な安否確認
 - (5) 電化製品の使用による一日1回以上の継続的な安否確認
 - (6) 電球の点灯、消灯の確認による一日1回以上の継続的な安否確認いずれのサービスも、異常を感知した際にはサービス業者から登録連絡先へ連絡が入るものとする。
- (7) その他、藤沢市が適当と認めるサービス
- 2 要綱第2条第1号イに規定する補助の対象となる原状回復費用及び家財整理費用の補償は、次のとおりとする。

なお、入居者の死亡による補償とし、失踪等の場合は対象としない。

 - (1) 入居者の死亡に起因して発生した修繕、清掃、消臭、消毒等の原状回復費用
 - (2) 遺品整理・残存家財の処分費用
- 3 要綱第2条第3号イ、第4号及び第5号に規定する賃貸借契約の契約日は、令和7年7月25日以降とする。
- 4 要綱第3条第2号に規定する市長が認める者は、申請者及び入居者を対象とする。
- 5 要綱第3条第2号に規定する滞納の対象となるものには、本来納付すべき期限を経過しているもので、支払先と納付方法等の計画について合意している場合を含むものとする。
- 6 要綱第3条第3号の要件について、過去にこの要綱による補助金の交付を過去に受けたことがある入居者においても、次の場合は補助の対象とする。
 - (1) 別の所有者の有する民間賃貸住宅に入居する際、所有者が申請する場合

(2) 所有者側の理由に起因する転居により、入居者又は賃貸借契約の契約者が申請する場合